

ID: 100

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成の決定
例規名 根拠条項	聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 第6条第1項
例規番号	平成3年 条例第1号

【根拠条文】

(助成の方法)

第六条 町長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である受給者が医療保険各法に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)において医療等を受ける場合は、当該保険医療機関等に対してひとり親家庭医療費を支払うことにより助成することができる。

2 前項ただし書の場合においては、受給者は、保険医療機関等(薬局を除く。)に対して一部負担金を支払うものとする。この場合において、前条第一項第一号に掲げる医療を受ける場合にあつては、当該一部負担金の例によるものとする。

【基準】

第5条の規定による。

(助成の範囲)

第五条 町長は、次に掲げる額(以下「ひとり親家庭医療費」という。)を助成するものとする。

一 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の医療保険各法に規定する療養又は指定訪問看護に要する費用の額(健康保険法第七十六条第二項及び第八十八条第四項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額。以下「対象医療費」という。)から保険給付、他法負担及び次のア、イ又はウに規定する一部負担金(以下「一部負担金」という。)を控除した額

ア 医療保険各法の規定による診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(イに掲げる療養に伴うものを除く。以下「診察等」という。)を受ける場合 医療保険各法の規定による保険医療機関等(医療保険各法で規定する薬局を除き、同一の保険医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。以下この号において同じ。)ごとに一日につき五百三十円(受給者の対象医療費から保険給付及び他法負担を控除した金額が五百三十円に満たない場合は、当該金額を一部負担金の金額とする。)。ただし、受給者(イ及びウに掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に保険医療機関等において一部負担金の支払いを四回行ったときは、当該月のその後の期間内に当該保険医療機関等において診察等を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

イ 医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合 保険医療機関等ごとに一日につき千二百円

ウ 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合 指定訪問看護事業者ごとに一日につき二百五十円

二 医療保険各法の規定するところにより交付される食事療養に係る標準負担額減額認定証(以下「標準負担額減額認定証」という。)又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)の交付を受けている受給者が、前号イに掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る標準負担額(健康保険法第八十五条第二項の規定に基づき、平均的な家計における食費

の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額)

三 標準負担額減額認定証又は減額認定証の交付を受けている受給者が、第一号イに掲げる療養と併せて受ける生活療養に係る標準負担額(健康保険法第八十五条の二第二項の規定に基づき、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額)。ただし、規則に定める額とする。

標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日